

▶採用原則として、令和5年4月以降。▶申し込み9月6日(火)までに市ホームページで。1人1つの試験区分のみ。日程など詳しくは市ホームページにある募集要項を確認してください。募集要項は人事室と出張所でも配布します。☎人事室(☎6384・1427☎6337・1631)。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況変化などによっては、日程の変更や試験科目の変更を行う場合があります。市ホームページの吹田市職員採用試験ページでお知らせします。申込者にはメールで個別に通知します。

試験区分	募集人数	受験資格要件(以下の要件すべてを満たす人)
事務	31-40	若干名 昭和57年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人。
	18-21	若干名 平成13年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人。
	障がい (18-35)	若干名 ア 昭和62年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人。 イ 次のいずれかの手帳の交付を受けている人。 ・身体障がい者手帳 ※1 ・療育手帳 ※2 ・精神障がい者保健福祉手帳 ※1 都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という)か、産業界による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がいを有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る)も可。 ※2 児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医か、障がい者職業センターによる知的障がい者であることの判定書も可。
土木	31-40	5人程度 ア 昭和57年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人。 イ 次の(1)、(2)いずれかに該当する人。 (1)学校教育法に定める学校(土木に関する専門課程)を卒業した人か、令和5年3月31日までに卒業見込みの人。 (2)技術士(建設部門か上下水道部門)か1級土木施工管理技士のいずれかの資格を取得している人。
	-21 (高校卒)	若干名 ア 平成13年4月2日以降に生まれた人。 イ 学校教育法に定める学校(高等学校の土木に関する専門課程)を卒業した人か、令和5年3月31日までに卒業見込みの人。
建築	31-40	若干名 ア 昭和57年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人。 イ 次の(1)、(2)いずれかに該当する人 (1)学校教育法に定める学校(建築に関する専門課程)を卒業した人か、令和5年3月31日までに卒業見込みの人。 (2)一級建築士か二級建築士のいずれかの免許を取得している人。
	-21 (高校卒)	若干名 ア 平成13年4月2日以降に生まれた人。 イ 学校教育法に定める学校(高等学校の建築に関する専門課程)を卒業した人か、令和5年3月31日までに卒業見込みの人。
環境	31-40	若干名 ア 昭和57年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人。 イ 学校教育法に定める学校(環境に関する専門課程 ※)を卒業した人か、令和5年3月31日までに卒業見込みの人。 ※ 理学、工学、農学などの学科に限る。
保健師	-30	若干名 ア 平成4年4月2日以降に生まれた人。 イ 保健師免許を取得しているか、令和5年3月31日までに取得見込みの人。
自動車 運転 作業員	-40	若干名 ア 昭和57年4月2日以降に生まれた人。 イ 中型自動車を運転できる免許を有する人(「中型車は中型車(8t)に限る」も可、オートマチック車限定は不可)。 ウ 平成31年4月1日以降、免許停止または免許取消の処分を受けていない人。